○八一二・一〇	さくらんぼ	一七%	B	15
○八一二・九〇	その他のもの			
	バナナ及びオレンジ			
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）			
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一〇%	X	
	くり			
	その他のもの	九・六%	A	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サンドルム、シュガーアップル、マンゴー、カスタードアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		B	15
○八・一三	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一二%	B	10
	その他のもの			
○八一三・一〇	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	九%	X	
○八一三・二〇	あんず	六%	B	10
○八一三・三〇	プルーン	九%	A	
○八一三・四〇	りんご	九%	B	10
	その他の果実			
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスタードアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	九%	B	10
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット（第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	六%	A	
	その他のもの			
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	六%	B	10
			A	

第九類				
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	一七%	B	15
	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
	コーヒー（煎ったものを除く。）			
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの	一七%	A	
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの		A	
	コーヒー（煎ったものに限る。）			
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの		X	
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの		X	
○九〇一・九〇	その他のもの		A	
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		X	
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		A	
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		B	15
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			

○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一二%	B	15
	紅茶			
○九〇二・四〇	その他のもの	一七%	A	
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			
○九〇三・〇〇	紅茶	二・五%	B	10
○九・〇四	その他のもの	六%	X	
○九〇五・〇〇	マテ		B	10
○九・〇六	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びとうこしょう属のペッパー		A	
○九〇七・〇〇	バニラ豆		A	
○九・〇八	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	
○九・〇九	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A	
	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		A	
○九・一〇	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		A	
○九〇一・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	九%	B	10
	しょうが			
○九〇一・二〇	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		A	
	その他のもの		A	
○九〇一・三〇	サフラン		A	
	うこん		A	
○九・〇七	その他の香辛料		A	
○九〇一・九一	この類の注1(b)の混合物	三・六%	B	10
○九〇一・九九	その他のもの		A	
	カレー			
	その他のもの			

第一〇類				
一〇・〇一	穀物	九%	B	10
一〇〇二・〇〇	小麦及びメスリン		A	
一〇〇三・〇〇	ライ麦		A	
一〇〇四・〇〇	大麦及び裸麦		X	
一〇・〇五	オート		A	
一〇〇五・一〇	とうもろこし		X	
一〇〇五・九〇	播種用のもの		A	
	その他のもの		X	
一〇・〇六	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		A	
一〇〇七・〇〇	その他のもの		X	
一〇・〇八	飼料用のもの		A	
一〇〇八・一〇	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	米			
	グレーンソルガム			
	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
	そば			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			